

# 施工体制台帳等のチェックリスト

## 1. 施工体制台帳の写しのチェックポイント (事前確認)

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか (建設業法施行規則第14条の2)。		
項目	結果	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険等の加入状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し)		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)		
・主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載した下請負人に対する通知書の写し)		
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法 (またはその内容が記載した作成建設業者への通知書の写し)		
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・1次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況		

チェックポイント	結果	備考
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)		
項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し (公共工事については2次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。)		必ず、書面であること。
・ 下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをすときはその支払の時期及び方法		支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。 引渡しの申し出があつた場合はただちに引渡しを受ける。
⑪工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで1月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑬契約に関する紛争の解決方法		
⑭全ての再下請通知書		(施行規則第14条の4)
・ 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、		

	健康保険等の加入状況		請負契約書の写しの添付。
④	下請負人が再下請負人と締結した請負契約について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事の名称、内容、工期</li> <li>・ 請負契約を締結した年月日</li> <li>・ 下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）</li> <li>・ 再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）</li> <li>・ 再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別</li> <li>・ 再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格</li> <li>・ 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況</li> </ul>	
③	主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者の写しに限る。）		
④	主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑤	主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		
チ	チェックポイント		備考
(3)	元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
(4)	上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請にいないか。
(5)	JV工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6)	下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1,500万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

## 2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第24条の7第4項、入札契約適正化法第15条第1項）。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など
(2) 下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第14条の3）。		掲示文の例は以下参照。

### 再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただくと建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならぬこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション/△△営業所

<p>(3) 全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認</p>		<p>公衆の見やすい場所に(建設業法第40条)①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名(建設業法施行規則第25条)が記載された標識かどうか確認。</p>
<p>(4) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認</p>		<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めめるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿(中小企業退職金共済法施行規則第90条)を提出させる。</p>
<p>(5) 労災保険に関する掲示の確認</p>		<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関する規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。(労働者災害補償保険法施行規則第49条)</p>

### 3. 現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳は現場に備え付けられているか (建設業法第24条の7)。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者(監督員)への提出が義務づけられている(入札契約適正化法第15条第2項)。
(2) 発注者(監督員)に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。
一・施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか (建設業法施行規則第14条の2第1項)。		追加、変更についても、その内容を確認すること。
・施工体制台帳の添付書類は揃っているか (建設業法施行規則第14条の2第2項)。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の直営施工箇所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。</li> <li>・はつきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。</li> <li>・実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。</li> </ul>
(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認</li> <li>・直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認</li> </ul>
(4) 下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。
(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上(建築一式工事にあつては1,500万円以上)の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 → 疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

#### 4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 主任技術者又は監理技術者に関して、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）</p>		<p>公共性のある重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第26条第3項、第4項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第26条第5項）。</p>
<p>① 当該主任技術者又は監理技術者の現場専任制の確認</p>		<p>日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。</p>
<p>② 当該主任技術者又は監理技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者又は監理技術者と同一人物であることの確認</p>		
<p>③ 当該主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認</p>		<p>(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照</p>
<p>④ 当該主任技術者又は監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認</p>		<p>建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に実行しているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照</p>

## 5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況・内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う(平成13年10月1日以降に契約された公共工事については、2次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。)
(3) 主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず(建設業法第26条)、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
① 当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
② 当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		(別紙1)「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、(別紙2)「技術者の実質的な関与についての確認方法」を参照



(別紙 1) 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 直接的な雇用関係にあることの確認            監理技術者：以下のいずれかにより確認            ① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴 (裏書)            ② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称            ③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p> <p>主任技術者：以下のいずれかにより確認            ① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称            ② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称</p>		<p>「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。</p>
<p>(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認            監理技術者：以下のいずれかにより確認            ① 監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴 (裏書)            ② 健康保険被保険者証の交付年月日</p> <p>主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認</p>		<p>「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の特許技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注1）が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。</p> <p>所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日。）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更（注2）があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。</p> <p>注1：建設業法第26条第4項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人            注2：合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。</p>

(別紙2) 技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
(1) 発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
(2) 住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
(3) 官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
(4) 近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
(5) 施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
(6) 工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
(7) 出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認	/	出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
(8) 完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
(9) 安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
(10) 下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

(参考) 現場施工確認等実施フロー図

契約手続き

施工体制台帳

発注者及び許可行政庁

